

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 供用を開始する年月日
平成 1 5 年 1 1 月 1 0 日
- 2 汚水を排除及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町の一部	須沢農業集落排水処理施設
安佐北区安佐町の一部	小河内農業集落排水処理施設

~~~~~

広島市告示第 4 0 0 号  
平成 1 5 年 1 1 月 1 1 日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第 4 項の規定により申請書及び生活環境影響調査書（当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類）を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 申請内容
  - (1) 申請者  
広島市中区小町 4 番 3 3 号 中国電力株式会社  
取締役社長 白倉 茂生
  - (2) 処理施設の名称  
絶縁油リサイクルセンター
  - (3) 処理施設の設置場所  
広島市南区宇品東四丁目 1 3 5 3 番 1
  - (4) 処理施設の種類  
廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
  - (5) 処理する廃棄物の種類  
廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物
  - (6) 申請年月日  
平成 1 5 年 1 0 月 2 8 日
- 2 縦覧方法
  - (1) 縦覧場所
    - ① 広島市環境局産業廃棄物指導課〔中区国泰寺町 1 - 6 - 3 4 広島市役所本庁 4 階〕
    - ② 南区区政振興課〔南区皆実町 1 - 5 - 4 4 南区役所 3 階〕
    - ③ 中国電力株式会社旧広島電力所建物〔南区宇品東四丁目 2 - 7 1 階〕
  - (2) 縦覧期間  
平成 1 5 年 1 1 月 1 1 日（火）から平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日（木）

- (3) 縦覧時間  
土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時
- 3 意見書の提出  
この廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を次のとおり提出することができます。
  - (1) 提出期限 平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日（木）午後 5 時まで
  - (2) 提出先 広島市長（提出窓口：広島市環境局産業廃棄物指導課）
  - (3) 記載事項（すべて日本語で記載してください。）
    - ア 提出者の氏名及び住所
    - イ 処理施設の名称
    - ウ 生活環境保全上の見地からの意見

~~~~~

広島市告示第 4 0 1 号
平成 1 5 年 1 1 月 1 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~

広島市告示第 4 0 2 号  
平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日

広島市公印管理規則（昭和 2 7 年広島市規則第 3 9 号）第 9 条の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 文書の名称  
被爆者訪問介護利用料助成受給資格認定通知書兼受給者証
- 2 印影に使用する公印の名称  
原爆被害対策部専用市長印

~~~~~

広島市告示第 4 0 3 号
平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~

広島市告示第 4 0 4 号  
平成 1 5 年 1 1 月 1 9 日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。  
 なお、関係図面は、下水道局経営企画課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 供用を開始する年月日  
平成15年11月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
別図のとおり。

別図 略  
 (別紙)

| 区分        | 下水を排除する区域 |                                                                                    | 排水施設の方式 |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|---------|
|           | 区名        | 町名                                                                                 |         |
| 汚水及び雨水を排除 | 南区        | 丹那町の一部                                                                             | 合流式     |
|           | 東区        | 牛田旭二丁目の一部                                                                          |         |
|           | 安佐南区      | 上安二丁目及び緑井七丁目の各一部                                                                   |         |
|           | 安芸区       | 矢野東五丁目の一部                                                                          |         |
|           | 佐伯区       | 美の里一丁目及び隅の浜二丁目の各一部                                                                 |         |
| 汚水を排除     | 東区        | 馬木四丁目及び戸坂くるめ木二丁目の各一部                                                               | 分流式     |
|           | 南区        | 堀越二丁目、向洋本町、上東雲町、字品西五丁目、字品西六丁目、字品海岸一丁目、元字品町及び出島一丁目の各一部                              |         |
|           | 西区        | 己斐上二丁目、田方一丁目及び井口二丁目の各一部                                                            |         |
|           | 安佐南区      | 八木三丁目、八木四丁目、八木五丁目、古市四丁目、安東三丁目、上安二丁目、上安七丁目、祇園一丁目、祇園八丁目、長東五丁目、山本五丁目、山本六丁目及び山本八丁目の各一部 |         |
|           | 安佐北区      | 小河原町、上深川町、大林一丁目、三入二丁目、三入七丁目、可部六丁目、可部南二丁目、亀山三丁目、亀山五丁目、亀山九丁目及び亀山南二丁目の各一部             |         |
|           | 安芸区       | 上瀬野町、上瀬野二丁目、中野七丁目、中野東四丁目及び矢野                                                       |         |

|       |     |                                                             |
|-------|-----|-------------------------------------------------------------|
|       |     | 東五丁目の各一部                                                    |
|       | 佐伯区 | 五日市町、利松二丁目、利松三丁目、八幡東三丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、千同三丁目、坪井二丁目及び美の里一丁目の各一部 |
| 雨水を排除 | 安芸区 | 矢野東五丁目の一部                                                   |
|       | 佐伯区 | 美の里一丁目の一部                                                   |

広島市告示第405号

平成15年11月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局経営企画課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 下水の処理を開始する年月日  
平成15年11月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。

(別紙)

| 下水を処理する区域 |                                                                                    | 終末処理場の位置及び名称                         |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 区名        | 町名                                                                                 |                                      |
| 南区        | 丹那町、字品西五丁目、字品西六丁目、字品海岸一丁目、元字品町及び出島一丁目の各一部                                          | 位置：広島市南区字品東四丁目2番27号<br>名称：広島市旭町下水処理場 |
| 東区        | 戸坂くるめ木二丁目及び牛田旭二丁目の各一部                                                              | 位置：広島市西区扇一丁目1番1号<br>名称：広島市西部浄化センター   |
| 西区        | 己斐上二丁目、田方一丁目及び井口二丁目の各一部                                                            |                                      |
| 安佐南区      | 八木三丁目、八木四丁目、八木五丁目、古市四丁目、安東三丁目、上安二丁目、上安七丁目、祇園一丁目、祇園八丁目、長東五丁目、山本五丁目、山本六丁目及び山本八丁目の各一部 |                                      |
|           | 小河原町、上深川町、大林一丁目、三入二丁目、                                                             |                                      |

|      |                                                                    |                                         |
|------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 安佐北区 | 三入七丁目、可部六丁目、可部南二丁目、亀山三丁目、亀山五丁目、亀山九丁目及び亀山南二丁目の各一部                   | 位置：広島市南区向洋沖町1番1号<br>名称：太田川流域下水道東部浄化センター |
| 佐伯区  | 五日市町、利松二丁目、利松三丁目、八幡東三丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、千同三丁目、坪井二丁目、隅の浜二丁目及び美の里一丁目の各一部 |                                         |
| 東 区  | 馬木四丁目の一部                                                           |                                         |
| 南 区  | 堀越二丁目、向洋本町及び上東雲町の各一部                                               |                                         |
| 安芸区  | 上瀬野町、上瀬野二丁目、中野七丁目、中野東四丁目及び矢野東五丁目の各一部                               |                                         |

~~~~~  
 広島市告示第 4 0 6 号
 平成 1 5 年 1 1 月 1 9 日

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、広島市小河原第一農住組合土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第 3 項の規定において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 施行者の名称
広島市小河原第一農住組合
- 2 土地区画整理事業の名称
広島市小河原第一農住組合土地区画整理事業
- 3 事務所の所在地
広島市安佐南区中筋三丁目 2 6 番 1 6 号（広島市農業協同組合内資産管理部）
- 4 施行認可の年月日
平成 1 1 年 9 月 6 日
- 5 施行者の住所
広島市安佐南区中筋三丁目 2 6 番 1 6 号
- 6 事業施行期間
平成 1 1 年 9 月 6 日から平成 1 6 年 3 月 3 1 日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示場に掲示する
- 8 変更認可の年月日
平成 1 5 年 1 1 月 1 9 日

~~~~~  
 広島市告示第 4 0 7 号  
 平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
 広島市告示第 4 0 8 号
 平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次に掲げる機関を指定したので、同法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林病院	広島市中区三川町 3 - 2 1	平成 1 5 年 1 1 月 1 日
川口クリニック	広島市西区庚午中三丁目 6 - 1 1	平成 1 5 年 1 0 月 1 日
己斐杉本クリニック	広島市西区己斐本町一丁目 2 5 - 6	平成 1 5 年 1 1 月 1 日
守川胃腸科内科	広島市西区庚午南一丁目 2 1 - 1 5	平成 1 5 年 1 1 月 1 日
訪問看護ステーション生協コスモス	広島市西区福島町一丁目 2 4 - 1 7	平成 1 5 年 6 月 1 日
レインボー訪問看護ステーション	広島市西区井口一丁目 2 - 4	平成 1 5 年 3 月 1 日
医療法人社団田中医院	広島市安佐南区長東五丁目 3 2 - 2 - 2	平成 1 5 年 1 0 月 1 日
びーだま薬局	広島市安佐南区大町西一丁目 1 - 1 1	平成 1 5 年 1 1 月 1 日
訪問看護ステーション瀬野川	広島市安芸区中野六丁目 8 - 2	平成 1 5 年 4 月 1 日
エイコー堂薬局スパーク佐方店	広島市佐伯区三筋二丁目 1 0 - 4 1	平成 1 5 年 1 1 月 1 日

~~~~~  
 広島市告示第 4 0 9 号  
 平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定

により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名称              | 所在地                          | 廃止年月日       |
|-----------------|------------------------------|-------------|
| 林病院             | 広島市中区三川町3-21                 | 平成15年10月31日 |
| 越智医院            | 広島市西区已斐本町一丁目25-15            | 平成15年10月31日 |
| 訪問看護ステーション秋桜    | 広島市西区都町42-7                  | 平成15年5月31日  |
| レインボー訪問看護ステーション | 広島市西区草津梅が台10-1               | 平成15年2月28日  |
| びーだま薬局          | 広島市安佐南区大町西一丁目3-13サーパスタウン大町1階 | 平成15年10月31日 |

~~~~~

広島市告示第410号

平成15年11月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次に掲げる指定医療機関から名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

名称	所在地	変更年月日
(新)大黒皮ふ科クリニック (旧)大黒皮膚科泌尿器科	広島市中区新天地5-14-302	平成15年8月18日

~~~~~

広島市告示第411号

平成15年11月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名称    | 所在地              | 指定年月日      |
|-------|------------------|------------|
| 満井接骨院 | 広島市南区宇品西二丁目15-19 | 平成15年11月1日 |

~~~~~

広島市告示第412号

平成15年11月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~

広島市告示第413号

平成15年11月28日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐南区伴南四丁目2026-126外28筆別紙のとおり
- 2 開発面積  
79,292.00平方メートル（住宅系7-2工区）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市佐伯区五日市町大字石内2040番地8  
西広島開発株式会社 代表取締役 菅波晋造
- 4 検査済証交付年月日  
平成15年11月28日

7-2工区別紙  
開発区域に含まれる地域の名称

| 宅地の所在      | 地番       | 備考 |
|------------|----------|----|
| 安佐南区伴南四丁目  | 2026-126 |    |
|            | 2082-19  |    |
|            | 2082-23  | 一部 |
|            | 2082-25  |    |
|            | 2321-2   |    |
|            | 2325     |    |
|            | 2326     |    |
|            | 2327     |    |
|            | 2328-1   | 一部 |
|            | 2328-2   |    |
| 安佐南区大字伴字赤劔 | 1790-1   |    |

|             |                 |    |
|-------------|-----------------|----|
|             | 1 7 9 0 - 3     |    |
|             | 2 0 2 6 - 1 0 0 | 一部 |
|             | 2 0 2 6 - 1 0 1 | 一部 |
|             | 2 0 2 6 - 1 0 2 |    |
|             | 2 0 2 6 - 1 0 3 |    |
| 佐伯区大字石内字土水山 | 2 0 8 2 - 1     | 一部 |
|             | 2 0 8 2 - 1 2   | 一部 |
|             | 2 0 9 1 - 3     | 一部 |
|             | 2 0 9 1 - 6     |    |
|             | 2 0 9 1 - 7     |    |
|             | 2 2 9 5 - 2     |    |
| 佐伯区大字石内字大坪  | 2 0 9 1 - 2     | 一部 |
|             | 2 0 9 1 - 4     | 一部 |
|             | 2 0 9 1 - 5     | 一部 |
|             | 2 0 9 1 - 8     | 一部 |
| 佐伯区大字石内字面坪  | 2 2 8 8 - 1     | 一部 |
|             | 2 2 9 5 - 1     |    |
|             | 2 2 9 5 - 3     | 一部 |

~~~~~  
 広島市告示(中区)第191号
 平成15年10月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
 広島市告示(中区)第192号  
 平成15年11月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
 広島市告示(中区)第193号
 平成15年11月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
 広島市告示(中区)第194号  
 平成15年11月14日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成15年11月14日から同年11月28日まで中区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 道路の種類 | 路線名         | 供用開始区間                                                | 供用開始の期日         |
|-------|-------------|-------------------------------------------------------|-----------------|
| 市道    | 中2区<br>89号線 | 広島市中区吉島西二丁目<br>728番4地先から<br>広島市中区吉島西二丁目<br>728番27地先まで | 平成15年<br>11月14日 |

~~~~~  
 広島市告示(中区)第195号
 平成15年11月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
 広島市告示(中区)第196号  
 平成15年11月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略